

# 社会福祉法人野の草会定款

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業(生活介護、就労継続支援B型、短期入所、日中一時支援、共同生活援助)の経営

(ロ) 相談支援事業の経営

(ハ) 障害児相談支援事業の経営

(ニ) 幼保連携型認定こども園の経営

(ホ) 一時預かり事業の経営

(ヘ) 地域子育て支援事業の経営

(ト) 病児保育事業の経営

(チ) 放課後健全育成事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人野の草会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を富山県氷見市鞍川1855番地に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を富山県氷見市朝日丘3番10号に置く。

## 第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、事務局員1名、委員3名の4名で構成する。3名のうち1名以上は外部委員とする。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係があるもの(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員の報酬、費用の弁償については、勤務実態に即して支給することとし、必要な事項は、評議員会において別に定める報酬等の規程に従って算定した額を支給する。

### 第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 法人の解散及び解散後の財産の帰属者の選定
- (8) 定款の変更
- (9) 残余財産の処分

- (10) 基本財産の処分
  - (11) 社会福祉充実計画の承認
  - (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開 催)

第 1 2 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合開催する。

(招 集)

第 1 3 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第 1 4 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 1 6 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第 1 5 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印する。

## 第 4 章 役員及び職員

(役員の数)

第 1 6 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名以上
- (2) 監事 2 名以上

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1 名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 1 7 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

3 任期の満了前に退任した理事及び監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第22条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬、費用の弁償については、勤務実態に即して支給することとし、必要な事項は、評議員会において別にさだめる報酬等の規程に従って算定した額を支給する。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 富山県氷見市鞍川1065番地所在の鉄筋コンクリート造アスファルトルーフィング葺2階建知的障害者援護施設1棟(462.00平方メートル)
- (2) 富山県氷見市鞍川1855番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺2階建障害者支援施設「こもれびの里」、障害福祉サービス事業所「こもれび作業所」、及び相談支援事業所「こもれび相談支援センター」1棟(3,550.6平方メートル)
- (3) 富山県氷見市鞍川1855番地1所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建危険物貯蔵庫1棟(4.49平方メートル)
- (4) 富山県氷見市鞍川1855番地1所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建車庫1棟(149.32平方メートル)
- (5) 富山県氷見市鞍川1855番地1所在の木造合金メッキ鋼板葺平屋建

作業場 1 棟 (82.57 平方メートル)

(6) 富山県氷見市鞍川 1 8 7 2 番地 1 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建  
「櫺」 1 棟 (259.47 平方メートル)

(7) 富山県氷見市鞍川 1 8 7 2 番地 1 所在の木造合金メッキ鋼板葺平屋建  
「檜」 1 棟 (249.03 平方メートル)

(8) 富山県氷見市鞍川 1 8 5 5 番地 1 所在の障害者支援施設「こもれびの里」、障害福祉サービス事業所「こもれび作業所」及び相談支援事業所「こもれび相談支援センター」の敷地 (12,136.38 平方メートル)

(9) 富山県氷見市鞍川 1 8 7 2 番地 1 所在の「櫺」の敷地 (998.44 平方メートル)

(10) 富山県氷見市鞍川 1 8 7 1 番地 1 所在の田 (1,564 平方メートル)

(11) 富山県氷見市朝日丘 3 番 1 0 号所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建幼保連携型認定こども園  
「あさひの丘こども園」 1 棟 (1382.31 平方メートル)

(12) 富山県氷見市朝日丘 3 番 1 0 号所在の物置軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建 (16.07 平方メートル)

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 3 1 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、氷見市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、氷見市長の承認は必要としない。

1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 3 2 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 3 3 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書
- (5) 貸借対照表及び収支計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

(公益及び収益を目的とする事業)

第38条 公益及び収益事業に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けること。

(保有する株式に係る決議)

第39条 この法人が保有する株式（出資）については、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

## 第7章 解散

(解散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議

を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第8章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、氷見市長の認可（社会福祉法第四十五条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を氷見市長に届け出なければならない。

## 第9章 公告の方法その他

(広告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人野の草会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

(附則)

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	斯波	ひろ子
理事	吉田	樹
〃	斯波	弘
〃	栗田	幸
〃	守田	喜作
〃	越田	喜己夫
監事	岩上	英雄
〃	神代	潔

(附則)

この定款に定める第1条(2)(ハ)の改正は、平成29年1月1日から施行する。

その他の改正に関しては、平成29年4月1日から施行する。

この定款は、平成30年3月15日から施行する。

この定款は、平成31年4月1日から施行する。

この定款は、令和2年4月1日から施行する。

この定款は、令和3年4月1日から施行する。

この定款は、令和5年4月1日から施行する。



# 社会福祉法人野の草会定款施行細則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人（以下「法人」という。）定款第44条の規定により、法人の管理運営及び業務の細部について、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 評議員会

(議決事項)

第2条 評議員会の決定を得て行う法人の議決事項は、定款第11条に定めるとおりとする。

(評議員会)

第3条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会に分けて、理事長が招集する。

2 定時評議員会の時期及び審議に付すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 毎会計年度終了後3ヵ月以内の日

ア 前年度の決算報告及び事業実績報告

イ 社会福祉充実計画の承認

(2) 3月評議員会

ア 当該年度予算の補正及び事業計画の変更

イ 翌年度の予算及び事業計画

3 臨時評議員会は、理事長が必要と認めるとき、または、定款第13条2項の規定に基づき評議員会の招集請求があったときに、理事長が招集する。

(評議員会の招集)

第4条 理事長は、評議員会を開催するときは、書面をもって、招集日の7日前までに各評議員に通知するものとする。

(評議員会の開会)

第5条 理事長は、評議員会の開会の定刻に至ったときは、議長を選出する。議長は出席した評議員の数を確認し、定款第14条の成立要件を満たしていることを確認したのち、開会を宣言するものとする。

(欠席評議員への報告)

第6条 理事長は、評議員会に欠席した評議員に、議事の概要及び議決結果を記録した書面を、評議員会終了後、14日以内に送付するものとする。

## 第3章 理事会

(議決事項)

第7条 理事会の決定を得て行う法人の議決事項は、次のとおりとする。

(1) 施設長の任免及び重要な人事

(2) 基本財産の処分（取り崩し、売却、交換、貸与等使用権の設定及び運用財産等の切り替え）

及び担保提供

- (3) 事業計画及び予算
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 法人の解散及び解散後の財産の帰属者の選定
- (7) 合併
- (8) 定款の変更
- (9) 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備に限る）の処分
- (10) 新たな事業の経営または委託
- (11) 社会福祉事業に関する許認可等申請
- (12) 金銭の借入
- (13) 借入金の償還計画の変更
- (14) 法人の運営に関する規則の制定及び変更
- (15) 施設用財産（土地、建物及び重要な設備）に関する契約、その他主要な契約
- (16) 寄付金の募集
- (17) その他法人の業務に関する重要事項

（専決事項）

第8条 理事長が専決できる日常の軽易な業務は、次のとおりとする。

- (1) 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- (4) 設備資金の借入にかかる契約であって、予算の範囲内のもの
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち、次のような軽微なもの
  - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
  - イ 施設整備の保守管理、物品の修理等
  - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出、並びにこれらの処分  
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- (7) 損傷その他の理由により、不要となった物品または修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却または廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- (10) 入所者の預り金の日常の管理に関すること
- (11) 寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

（報告事項）

第9条 理事会へ報告すべき法人の業務は、次のとおりとする。

(1) 理事長の職務代理者の指名（ただし、理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会で選任すること。）

(2) 監事の監査結果

(3) 行政官庁が実施する検査または調査の結果、改善指示がある場合はその改善状況

(4) 理事長が専決した事項

(5) その他、役員から報告を求められた事項

(理事会)

第10条 理事会は、定例会と臨時会とに分けて、理事長が招集する。

2 定例会の時期及び審議に付すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 毎会計年度終了後3ヵ月以内の日

ア 前年度の決算報告及び事業実績報告

イ その他第7条、第8条及び第9条に規定する事項

(2) 3月理事会

ア 当該年度予算の補正及び事業計画の変更

イ 翌年度の予算及び事業計画

ウ その他第7条、第8条及び第9条に規定する事項

3 臨時会は、理事長が招集する。理事長に事故あるときは、各理事が招集する。

(理事会の招集)

第11条 理事長は、理事会を開催するときは、書面をもって、招集日の7日前までに各理事に通知するものとする。

2 前項の書面には、原則として提出議案資料及び報告案件書を添付するものとする。

(理事会の開会)

第12条 理事長は、理事会の開会の定刻に至ったときは、議長を選出する。議長は出席した理事の数を確認し、定款第28条第1項の成立要件を満たしていることを確認したのち、開会を宣言するものとする。

(関係者の出席)

第13条 議長は、必要あるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第14条 議長は理事会終了後、速やかに、議事録を作成するものとする。

2 理事長は、議事録の正確を期するため、適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させるものとする。

3 議事録は、提出議案書、資料及び報告書を添付し、袋綴じして保存する。

(欠席理事への報告)

第15条 理事長は、理事会に欠席した理事に、議事の概要及び議決結果を記録した書面を、理事会終了後、14日以内に送付するものとする。

## 第4章 監事

(監査の実施)

第16条 定款第34条に規定する監事の決算監査は、毎年6月までに実施される決算理事会の前日までに実施するものとする。

2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、法人の運営及び実施状況等について、随時必要な時期に、監査を実施することができる。

3 監事は、前2項の監査を実施するときは、あらかじめ、監査項目を定めておくものとする。

(監査報告)

第17条 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名捺印のうえ理事長に提出し、評議員会、理事会において、認定を得なければならない。

## 第5章 評議員の選任

(選任手続き)

第18条 理事長は、定款第6条の規定により選任された次期評議員に委嘱状を交付しなければならない。

2 評議員選任・解任委員会において選任された次期評議員となるべき者は、履歴書及び就任承諾書を就任日前に理事長あてに提出しなければならない。

(中途退任)

第19条 評議員は、やむを得ない事由により、任期の途中において退任しようとするときは、予め理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第20条 評議員の欠員補充については、第18条の規定を準用する。

(評議員名簿)

第21条 理事長は、評議員を選任した時は、速やかに評議員名簿を作成し、保存しておかなければならない。

## 第6章 役員の選任

(選任手続き)

第22条 理事長は、役員の任期満了直前の評議員会において選任された次期役員に委嘱状を交付しなければならない。

2 評議員会において選任された次期役員となるべき者は、履歴書を前項の評議員会の開催日前に、就任承諾書を就任日前に、それぞれ理事長あてに提出しなければならない。

(中途退任)

第23条 役員は、やむを得ない事由により、任期の途中において退任しようとするときは、予め、理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第24条 役員の欠員補充については、第22条の規定を準用する。

(役員名簿)

第25条 理事長は、役員の選任時及び選任後、速やかに、役員名簿を作成し、保存しておかなければ

ばならない。

## 第7章 評議員選任・解任委員

(選任)

第26条 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決により、理事長が決定する。

(構成)

第27条 評議員選任・解任委員会の委員の構成は、定款第6条の2項のとおりとする。

(評議員選任・解任委員の任期)

第28条 評議員選任・解任委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

(報酬等)

第29条 評議員選任・解任委員の報酬、費用の弁償については、勤務実態に即して支給することとし、報酬額については、理事会において別に定める報酬等の規程に従って算定した額を支給する。

(招集)

第30条 評議員選任・解任委員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、評議員選任・解任委員会を開催するときは、書面をもって、招集日の7日前までに各委員に通知するものとする。

(開会)

第31条 理事長は、開会の時刻に至ったときは、委員の中から議長を選出する。

(決議)

第32条 評議員選任・解任委員会の決議は、定款第6条5項に定めるとおりとする。

(議事録)

第33条 評議員選任・解任委員会の議事については、議事録を作成する。

2 出席した委員は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 事務局

(事務局の構成)

第34条 法人に事務局を置き、経営管理課長及び事務員を配置する。

2 経営管理課長及び事務員は、職員の中から理事長が任命する。

3 経営管理課長は、事務局の分掌事務を掌理し、事務員は、事務を処理する。

(分掌事務)

第35条 事務局の分掌事務は次のとおりとする。

- (1) 理事会、評議員会及び評議員選任解任委員会に関すること
- (2) 諸規程の整備に関すること
- (3) 財産の取得、管理及び処分に関すること
- (4) 資金の計画、調達及び運用に関すること
- (5) 登記に関すること
- (6) 職員の人事に関すること

- (7) 事業計画及び予算に関すること
- (8) 事業報告及び決算に関すること
- (9) 会計に関すること
- (10) 現状の報告に関するもの
- (11) 許認可等各種申請に関すること
- (12) 目的事業の進行管理に関すること
- (13) その他、理事長が指示した事項に関すること

## 第9章 公印管理

(公印管理)

第36条 公印管理に関して、必要な事項は、処務規程で定める。

## 第10章 文書管理

(文書管理)

第37条 文書管理に関して、必要な事項は、処務規程で定める。

(附則)

この細則は、平成29年4月 1日から施行する。

この細則は、平成30年3月15日から施行する。